

## 災害時におけるリース・レンタル資機材 の供給等の支援に関する協定書

一般社団法人袋井建設業協会（以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社掛川支店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の自然災害及び家畜伝染病その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生の恐れがある場合について、原則として別表に掲げる公共機関等との災害に係る協定に基づき実施する応急対策業務及び緊急家畜処分業務の実施に使用するリース・レンタル資機材（以下「資機材」という。）の優先的な供給及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な救助活動及び災害復旧活動並びに緊急家畜処分業務の円滑な遂行に資するため、甲の会員企業の要請に基づき、乙は資機材の優先的な供給及び運搬の支援を行うことを目的とする。

### （対象となる資機材）

第 2 条 主要な資機材及び運搬の内容は、予め甲乙協議の上定めるものとする。

2 乙は、前項の規程により定めたもの以外の資機材の要請があったときは、可能な範囲で供給するものとする。

### （資機材の要請）

第 3 条 甲の会員企業は、公共機関等との災害に係る協定に基づき実施する応急対策等の業務に資機材を必要とするときは、乙に対し「災害時資機材供給要請書（様式1）」により要請するものとする。

なお、甲は会員企業名簿を乙に提出するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要するときは、電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく当該要請書を交わすものとし、甲の会員企業及び乙それぞれが各1通を保管するものとする。

3 甲及び甲の会員と乙は、連絡体制について支障をきたさぬよう、常に点検、改善に努めるものとする。

なお、乙は、休日・夜間等にも対応可能な連絡体制表を甲に提出するものとする。

(資機材の供給・運搬の実施)

第 4 条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、資機材の優先的な供給及び運搬の支援に積極的に努めるものとする。

(費用)

第 5 条 供給した資機材の対価及び乙が実施した運搬の費用については、甲の会員企業が負担するものとする。

2 前項に規程する対価及び費用は、資機材の供給及び運搬終了後、要請時における適正価格を基準として、甲の会員企業と乙による協議の上決定するものとする。

(協定の効力)

第 6 条 この協定は、締結の日から発効するものとし、甲乙いずれからも文書による異議の申し出がない限り継続するものとする。

(定めのない事項の処理)

第 7 条 この協定に定めのない事項は、甲乙双方協議の上、処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 24 年 11 月 29 日

甲 静岡県袋井市三門町 1 1 番地の 1 2

一般社団法人 袋井建設業協会

会 長 鈴 木 俊



乙 静岡県掛川市篠場 1 5 9 の 1

太陽建機レンタル株式会社 掛川支店

支店長 濱 松 憲 正



太陽建機レンタル(株)  
掛川支店長

様

一般社団法人 袋井建設業協会  
会長 鈴木俊光

### 災害時資機材供給要請書

災害時におけるリース資機材の供給等の支援に関する協定書第3条に基づき、次のとおり要請する。

電話等による連絡の日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分			
要請する資機材	品 目	型 式 等	数 量	単 位
	.....	.....	.....	.....
	.....	.....	.....	.....
	.....	.....	.....	.....
	.....	.....	.....	.....
	.....	.....	.....	.....
搬 入 先	所在地	.....		
	名 称	.....		
	電話番号	.....		
	受領担当者	.....		
搬入希望日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分			
要 請 (担 当) 者	会員企業名	.....		
	所在地	.....		
	電話番号	.....		
	担当者名	(所属: )		
備 考 (搬入の留意事項等)	.....			

(注) この要請書を受領したときは、速やかに要請受諾の可否を、要請会員企業あて電話等にて連絡のこと。

別表

災害等に係る協定の締結公共機関

名 称	協 定 の 内 容
静岡県 袋井土木事務所	所管施設の地震、風水害等の災害に係る被災情報収集及び災害応急対策
静岡県 中遠農林事務所	所管民有林の地震、津波、風水害等による山崩れ等山地災害の応急対策
〃	口蹄疫等の重大家畜伝染病の埋却等の緊急家畜処分業務
静岡県 御前崎港管理事務所	所管施設の地震、風水害等の災害に係る被災情報収集及び災害応急対策
静岡県 企業局西部事務所	所管施設の地震、風水害等の災害に係る被災情報収集及び災害応急対策
静岡県 大井川広域水道企業団	所管施設の地震等の災害に係る及び災害応急対策
国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所	所管施設の災害又は事故の情報収集提供及び緊急的な応急対策

